

【別紙 1】

1 多治見市宿泊税制度（案）について

名称	多治見市宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税
導入目的 (条例規定)	まちの魅力発信を行うため、以下の事業を推進することを目的とします。 ①国内外からの観光誘客推進 ②観光やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備等
税収の使途	以下の事業を新規拡充で検討します。 ①宿泊・観光キャンペーン(閑散期 PR 等) ②事業者に対する観光ツアー造成支援等 ③インバウンド対応強化 ④宿泊税導入に伴うシステム改修補助金
課税客体	多治見市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ①旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ②住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設の宿泊者
税率	200 円/ 1 泊 ※一人一泊につき 5,000 円未満(税抜)の宿泊料の場合課税しない
収入見込額	30,000 千円/年
課税免除	①年齢 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（小学生以下） ②学校の行事として行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助者 ③その他市長が必要と認める者
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者が徴収し、市へ申告納入）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
徴収義務者報酬金	宿泊税額の 2.5%
罰則規定	①納税管理人に係る不申告に関する過料 ②帳簿の記載義務違反等に関する罪
課税期間	条例施行後 3 年（その後は 5 年）ごとに見直し
制度開始予定日	令和 10 年 4 月 1 日 施行予定 （令和 9 年 3 月議会に提案）